

クローバー訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 ライフブレイス合同会社が開設するクローバー訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、本事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①名称 クローバー訪問看護ステーション

②所在地 大分県国東市安岐町塩屋 345 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職種 | 資格 | 常勤専従 | 常勤兼務 | 非常勤専従 | 非常勤兼務 | 備考 |
|-------|------|------|------|-------|-------|----------------|
| 管理者 | 看護師 | － | 1名 | － | － | 看護職員と兼務 |
| 看護職員 | 看護師 | 1名以上 | 1名以上 | 1名以上 | － | 常勤兼務のものは管理者と兼務 |
| | 准看護師 | － | － | － | － | |
| 理学療法士 | | － | － | － | － | |
| 作業療法士 | | － | － | － | － | |
| 言語聴覚士 | | － | － | － | － | |
| 事務職員 | | － | － | － | － | |

① 管理者

管理者は、本事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 看護職員

看護職員等看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月31日から1月3日までを除く。 |
| 営業時間 | 8時から17時までとする。 |
| その他 | 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。 |

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問看護計画書の作成および利用者又はその家族への説明、提供
- ② 病状・障害の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ 主治医等関係者への情報提供
- ⑫ その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 本事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、次の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 訪問看護と連携して行われる死後の処置（10,000円）
- ② 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合、越えた地点から自宅までの往復の距離1キロメートル毎に20円の交通費を徴収する。

- ③ 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、国東市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（衛生管理に関する事項）

第10条 看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理に関する事項）

第11条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 本事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 採用時研修 | 採用後 3 か月以内 |
| ② 認知症介護基礎研修 | 採用後 3 か月以内 |
- ※医療・福祉関係の資格を有さない者

- | | |
|--------------------|-------|
| ③ 虐待防止及び権利擁護に関する研修 | 年 1 回 |
| ④ 認知症ケアに関する研修 | 年 1 回 |
| ⑤ 介護予防に関する研修 | 年 1 回 |

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 従業者はその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

5 本事業所は訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はライフブレイス合同会社と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2024 年 1 月 6 日から施行する。